

土地・家屋価格等
縦覧帳簿の縦覧、
固定資産課税台帳の閲覧

土地・家屋・償却資産の令和2年度評価額等を確認できます。
☎4月1日(水)～6月1日(月)場課税課(市役所第1庁舎) 縦覧できる方Ⅱ市内に土地・家屋を所有する納税者・代理人など／閲覧できる方Ⅱ市内に固定資産を所有する納税義務者・借地借家人(賃借権・地上権などの権利を有する方)、固定資産を処分する権利を有する方など物納税通知書・運転免許証など(本人確認ができるもの)※代理人は委任状、借地借家人は賃貸借契約書なども
↓課税課(内325)

オパール会員証
更新手続き

オパール会員証(*)の有効期限は3月31日(火)までです。お持ちの方は更新手続きが必要です。
☎市内在住の60歳以上の方と障害者☎3月15日(日)から直接市民スポーツセンター・市民室内プール・ひかりスポーツセンターへ物本人確認書類(健康保険証・運転免許証など、氏名・住所・生年月日が確認できるもの)※60歳未満の方は障害者手帳など

今月の保険料

今月は次の保険料の納期です。
介護保険料 随時期
後期高齢者医療保険料 8期

納期限 3月31日(火)

保険料名	介護保険料	後期高齢者医療保険料
問い合わせ	高齢福祉課(いずみプラザ内)☎(042)321-1301	保険年金課(市役所第1庁舎)(内319)

☎市民スポーツセンター☎042・326・2211・市民室内プール☎042・325・6868・ひかりスポーツセンター☎042・595・8865

(*)市内スポーツセンターと市民室内プールを無料で個人利用できる会員証。有効期間は4月1日～翌年3月31日の1年間
↓スポーツ振興課(内278)

けやき運動場の
一般利用を再開

3月下旬(予定)にけやき運動場の一般利用を再開します。詳しくは、3月26日(木)以降に施設掲示・市HP・スポーツ振興課ツイッター・公共施設予約システムなどに掲載します。
注 通常再開は4月1日(水)(予定)
↓スポーツ振興課(内278)

通学路等に
防犯カメラを増設

市内の通学路では、保護者や地域の皆さんの協力で、児童の見守り活動が行われています。この活動を補い、通学路等での犯罪や事故を抑制するために、50台の防犯カメラを設置いたします。今年度、児童・生徒の安全をさらに確保するため、35台を増設しました。運用は市防犯カ

地形と歴史を巡る
国分寺を
もっと好きになる日

4月3日(金)午後2時～(開場11時30分)
リオンホール(cocobunji:WEST5階)

国分寺市案内所に飾るこくぶんじ歩きマップを基に、市内の歴史・地形を読み解くトーク・まち歩きイベントを開催します。トークを聴いて、講師と一緒ににまちを歩いてみませんか。
☎どなたでも 講員 眞貝康之さん(多摩武蔵野スリパチ学生会長)・もんでんゆうこさん(アーティスト)・市職員(学芸員) 定80人(まち歩き30人) 無料 申3月29日(日)(土・日曜日、祝日除く)までに、電話またはHP <https://www.web-tanashin.jp/entry/mail.cgi?id=20200403kokubunji> (左のQRコードからもアクセス可)で多摩信用金庫価値創造事業部☎042・526・7764へ※多数の場合抽選
↓政策経営課(内458)



今月の市税

税目	納期限
市・都民税(随時期)	3月31日(火)
国民健康保険税(随時期)	

お近くの金融機関などで納付をお願いします(ゆうちょ銀行(郵便局)では納期限後は納付できません)／市税を納付いただくときは、税目・期別を確認してください／市税の納付は、便利な口座振替をご利用ください／バーコード、確認番号等が付いている納付書はコンビニエンスストア・モバイルレジ・クレジットカード(インターネット利用)でも納付いただけます(納期限まで)。詳しい納付方法はお問い合わせください

休日納税窓口

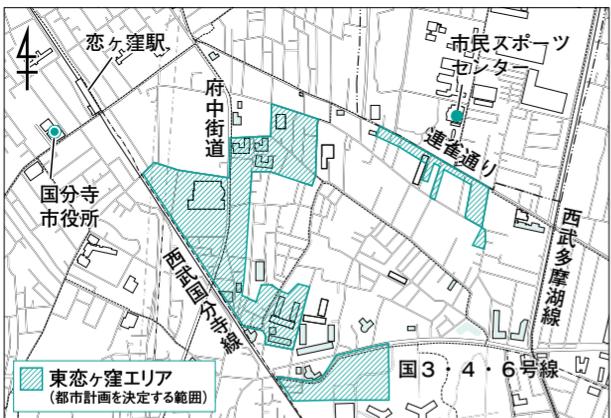
市税のほか、納期限内のもので納付書をお持ちいただいたものに限り、負担金・使用料なども納付できます。また、納税相談もできます。

日時	3月29日(日)
時間	午前8時30分～午後5時
場所	納税課(市役所第1庁舎)

→納税課(内553)

東恋ヶ窪エリア

特別用途地区住工共存地区の告示・縦覧



3月13日(金)に東恋ヶ窪エリア(一丁目～五丁目の各一部)(左図参照)の都市計画決定の告示をしました。都市計画法の規定に基づき、関係図書の縦覧を行っています。

名称 国分寺都市計画特別用途地区住工共存地区

縦覧場所 まちづくり計画課(市役所第2庁舎)

決定概要 左図の東恋ヶ窪エリアを特別用途地区住工共存地区(第一種～第三種)に指定
→まちづくり計画課(内454)

幼児教育・保育無償化の
施設等利用費の給付請求

幼児教育・保育無償化の対象となる子育て支援サービス(幼稚園等の預かり保育事業や認可外保育施設など)の令和元年10月～3月分の施設等利用費の償還払いを行います。

☎①新制度未移行幼稚園・預かり保育(償還払いの施設) ②認可外保育施設(認証保育所含む)を利用の方

申4月1日(水)～①24日(金)②13日(月)に請求書類を、郵送(消印有効)または直接〒185-8501子ども子育て事業課(市役所第2庁舎)へ※利用施設で取りまとめている場合は各施設へ

請求書類配布 利用施設で※市HPからダウンロード可

→子ども子育て事業課(内465)

あなたも地域福祉推進協議会委員として
活動しませんか



地域福祉推進協議会は、地域福祉に関する自由な意見交換や情報の提供・共有の場です。国分寺らしい地域の支え合いの形をさらに広げていくため、新たな委員を募集します。

協議会に参加する委員は、自らできる地域福祉を考え、話し合い、目標を定め、個人または所属する団体で地域福祉の推進に取り組みます。令和元年度は77人の委員が参加しました。

応募資格 地域福祉の推進に取り組もうとする市内在住・在勤・在学・在活の方

報酬 なし

任期 令和3年3月31日まで※会議は年3回(月～金曜日の夜間)開催予定。再任可

申4月10日(金)までに、住所・氏名・連絡先(電話番号等)・団体名(団体を代表して参加する場合)を明記し、郵送(必着)・☎(042)325-9026・✉chiikikyo useisuishin@city.kokubunji.tokyo.jpまたは直接〒185-8501地域共生推進課(市役所第2庁舎)へ※団体を代表して参加する場合は推薦書で申し込み

推薦書配布 地域共生推進課で※市HPからダウンロード可

地域福祉とは

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、人と人とのつながりや支え合いを推進していくこと。

地域福祉推進協議会委員の取り組み紹介(一部)

- ♪日頃から積極的にあいさつし、互いに顔が見える関係を築く
- ♪1人暮らしの高齢者を、老人クラブに誘って周りの人とのつながりをつくる
- ♪交流サロンを開き、参加者におしゃべりを楽しんでもらう
- ♪直売所がない地域に地場産野菜の出張販売を行う
- ♪事業所内で子ども食堂を開催する

※委員の一覧や、それぞれの活動目標・取り組みなど、詳しくは市HPまたは地域共生推進課へ

→地域共生推進課(内565)

市民税・都民税

申告期限を延長します

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市民税・都民税の申告期限を4月16日(木)まで延長します。

受け付け場所 3月16日(月)まで＝市役所書庫棟会議室・17日(火)～4月16日(木)＝課税課(市役所第1庁舎)

注 感染症拡大防止のため、郵送での申告にご協力ください

→課税課(内327)

税

スポーツ

暮らし

凡例 日日時 場所 会場 対象 内容 講師 定員 費用 申込方法 物持ち物 問い合わせ先 HP ホームページ FAX ファクス ✉ メール 託託あり 主催 共催 注意事項